

学校危機管理対策マニュアル



かほく市立七塚小学校

令和7年4月作成

学校危機管理対策

平成27年4月改訂
平成28年4月改訂
平成29年4月改訂
平成30年4月改訂
平成31年4月改訂
令和2年4・9月改訂
令和3年4月改訂
令和4年4月改訂
令和5年4月改定
令和6年4月改定
令和7年4月改定

かほく市立七塚小学校

〈構成〉

- 1 意義
 - 2 目的
 - 3 学校安全全体計画
 - 4 緊急時の対応
 - 5 事故発生時の救急および緊急連絡体制
 - 6 危機対応の組織化
 - 7 点検項目による定期的点検
 - 8 当面の具体的な対策
- * 危機対応マニュアル
* 児童の安全確保及び学校の安全管理についての点検項目

1 意義

学校は子どもが安心して学ぶことのできる安全な場所でなければならない。けれども、学校の安全を脅かす危機はどの学校においても起こる可能性があり、危機には現実的には避けることのできないものがある。この認識のもとに、学校危機に対する事前の予防や対応策等の備えをすることにより、その被害ないし被災を最小限に止めることが必要である。

危機管理とは、「人々が生命や心身等に危害をもたらす様々な危険が防止され、万が一事件・事故が発生した場合には、被害を最小限にするために適切かつ迅速に対処すること」と定義されている。

学校危機に対応するにあたって、職員は、研修や訓練等により実態に応じた実践的力量を高めていかねばならない。その取り組みは、安全教育を通した「生きる力の育成」という教育課題と深く結びついている。このことから、危機管理対策をより実効性のあるものにしていく過程に、すぐれて教育的意義があると言える。

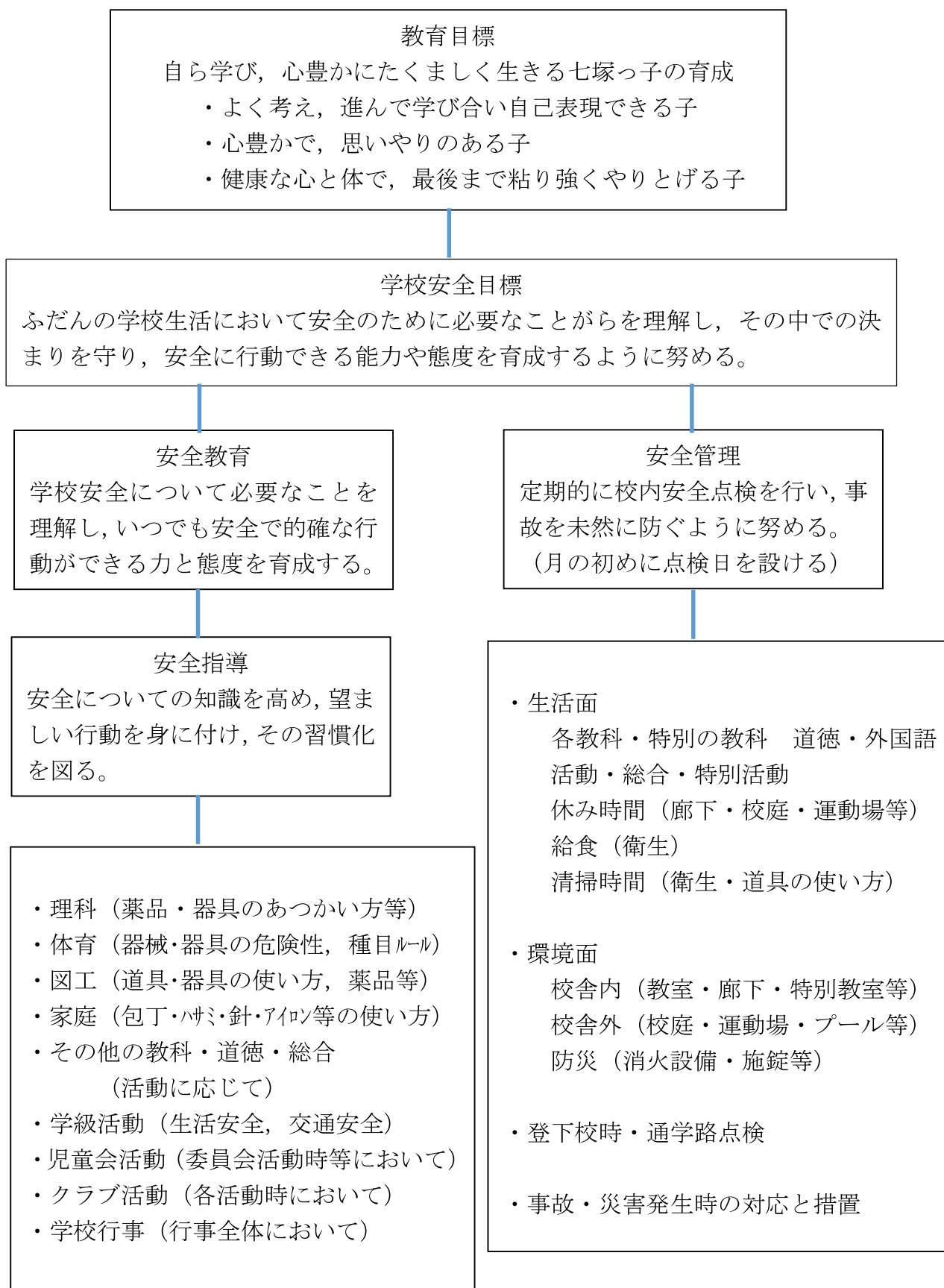
2 目的

- (1) 子どもと教職員の心と体、生命の安全を守ることを最優先とする。
- (2) 学校の日常の教育組織とその運営を可能な限り正常に保つ。
- (3) 安全という側面から、子ども、教職員、保護者、地域の人たちとの相互の信頼関係

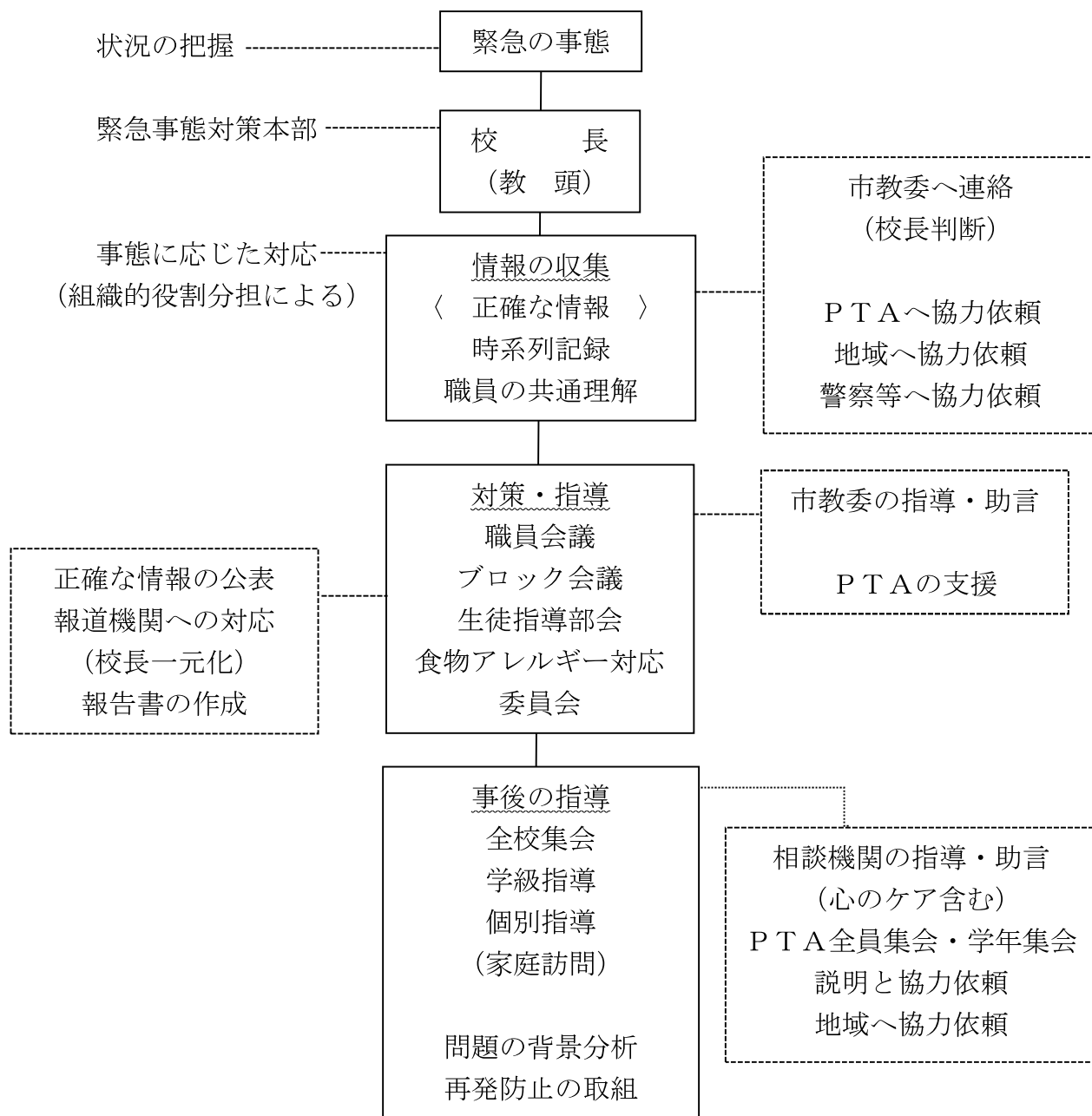
を維持し、その発展向上を図る。

- (4) 危機はひとつの試練であるが、教育的な視点から事態に対処し、その体験と教訓を学校教育に組み込み、生かすように努める。

3 学校安全全体計画



4 緊急時の対応



※常に最悪を想定し 慎重に すばやく 誠意をもって 組織的対応をすること

- ① 正確な事実の把握に努める。
- ② 教育委員会等の関係機関の指導・助言を仰ぐ。
- ③ 人権に配慮し、正確な事実を状況に応じて公表する。
- ④ 保護者・地域・その他関係機関の協力を得て、心のケアと再発防止に努める。

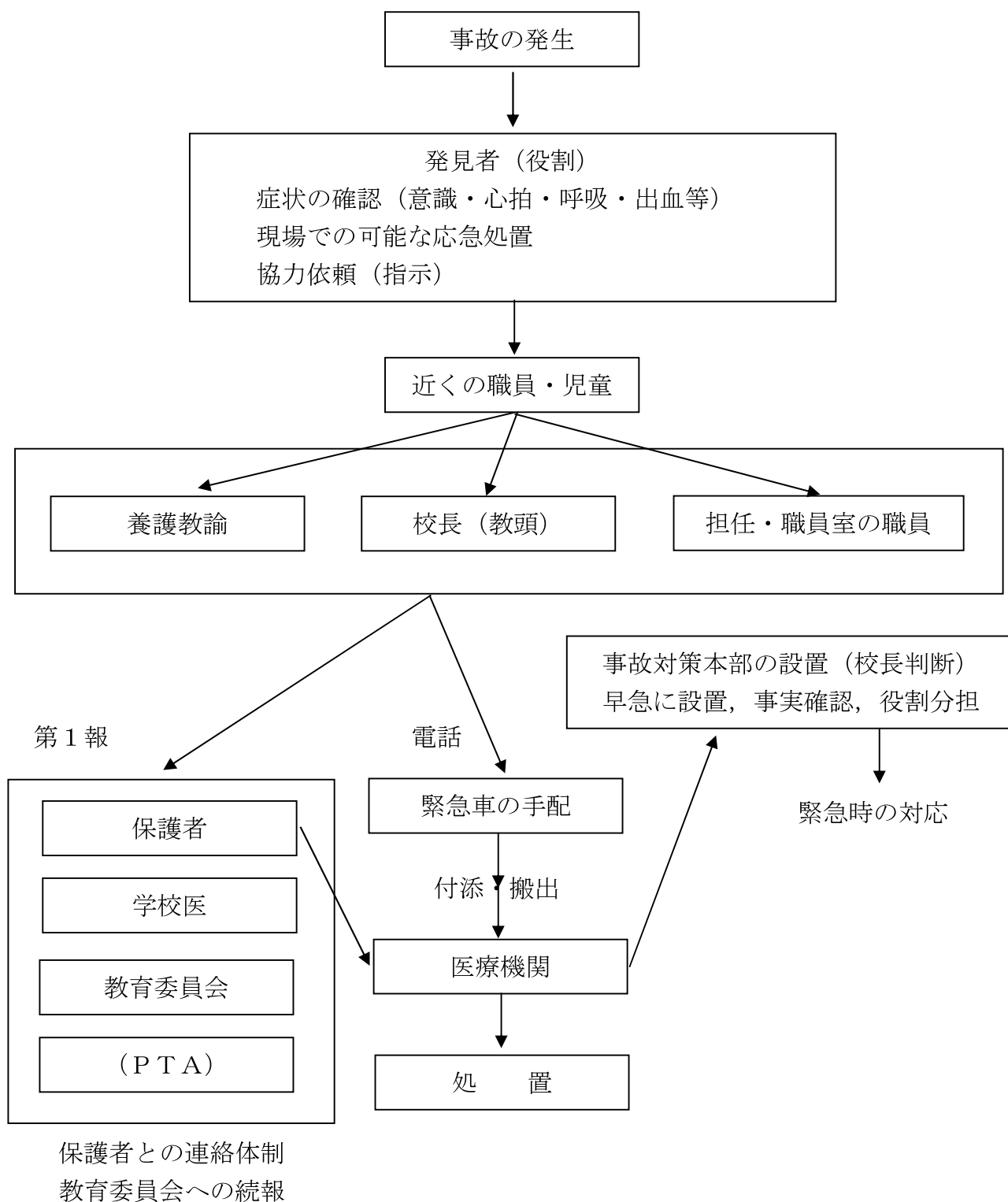
5 事故発生時の救急および緊急連絡体制

三大原則

- ① 生命維持最優先（救急処置）
- ② 冷静で的確な判断と指示（校長）
- ③ 迅速で正確な連絡

緊急対応例

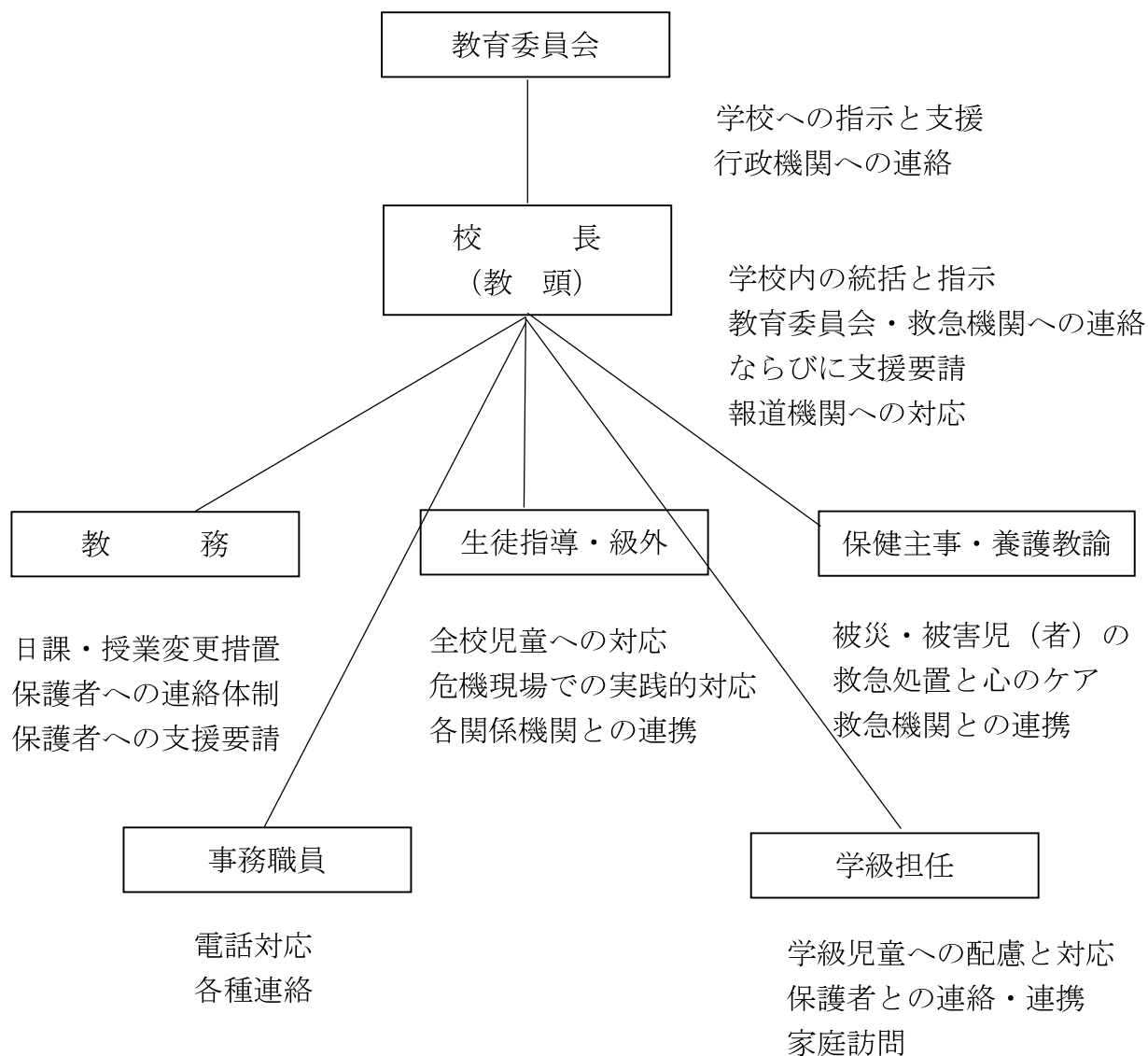
交通事故・大きなけが・火事・地震
水難事故・感染症・食物アレルギー



6 危機対応の組織化

※校務分掌の連携等によって、危機に的確に対応するための組織化を図っておく。

危機対応の組織と役割



7 点検項目による定期的点検

※幼児児童生徒の安全確保及び学校安全管理についての点検項目例

(文部科学省・平成13年8月31日改訂)に基づき、定期的に行う。

※問題点や改善点があった時には、校長に報告し、速やかに対処する。

※点検活動により、職員の安全管理意識の向上を図る。

8 当面の具体的な対策

(1) 事故・事件の未然防止対策に努める。

- ① 日頃から、児童や学校環境について、安全面での実態の把握に努める。
- ② 日常的に児童への健康・安全指導、道徳指導、生徒指導を行う。
- ③ 職員自身の事故・事件にかかわる意識を高め、予測や対応の資質を養う。
- ④ 家庭・地域との連携による指導に努める。

(2) ハード面での対策

- ① 不法侵入への対応（報知器、看板等の設置）
- ② 校内放送「第3避難，開始」＝C態勢（先生の指示に従って…）
- ③ 教室電話から通報（職員室へ）
- ④ 火災報知器（事後復旧をさせること）

(3) ソフト面での対策

- ① 来校者には、インターフォンで「用件・氏名」を確認してから職員室へ
- ② 来校者には、玄関で「氏名・社名」を来校者名簿に記録してもらう。
- ③ 危機状況を想定し、実際的な対応を考えておき、可能な訓練を実施する。
例：緊急時→「第3避難，開始」（＝C態勢）→早急に事態の把握
→ 退避・避難（安全対策班，児童掌握班に分かれて対応する）
- ④ 地域の方々に、児童の安全への関心を高めてもらい、あわせて防災・防犯という面から、学校安全協力員として、状況に合わせて支援を依頼する。

例：110番の家 区長 七小安全委員

交通安全推進隊 P T A三役・役員 民生児童委員

*** 参考資料：**「石川の学校安全指針（暫定版）」石川県教育委員会 平成23年8月作成
「学校安全参考資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」

文部科学省 平成22年3月31日改訂

－七塚小学校の報告・連絡・相談－

(1) 校長の承認ないし許可を要すること

- ア 日課を大きく変更したり，児童を校外に引率したりしようとするとき
- イ 所定時間以後に児童を残したり，休日に登校させたりするとき
- ウ 児童に対して，特段の教育的配慮にもとづく対処をするとき
- エ 外部の人に，校舎や備品の使用を許可しようとするとき
- オ 勤務時間中にやむをえず校外に出るとき

(2) 校長へただちに報告を要すること

- ア 児童が校地内や登下校において負傷したり，体調をくずしたりしたとき
- イ 児童の所在が不明になったとき
- ウ 児童や職員の所持品または学校備品が盗難にあったと考えられるとき
- エ 児童に懲戒権を越えるような対処をしてしまったとき
- オ 施設・設備・備品等が破損もしくは危険をおよぼすおそれのあるとき
- カ 保護者等より，学校に対して特別な要望事項があったとき
- キ 児童の家庭で事故や災害があったのを知ったとき

危機対応マニュアル 1

事故発生時の対応

目 的 学校内で発生した事故への迅速かつ適切な対応
分 掌 養護教諭

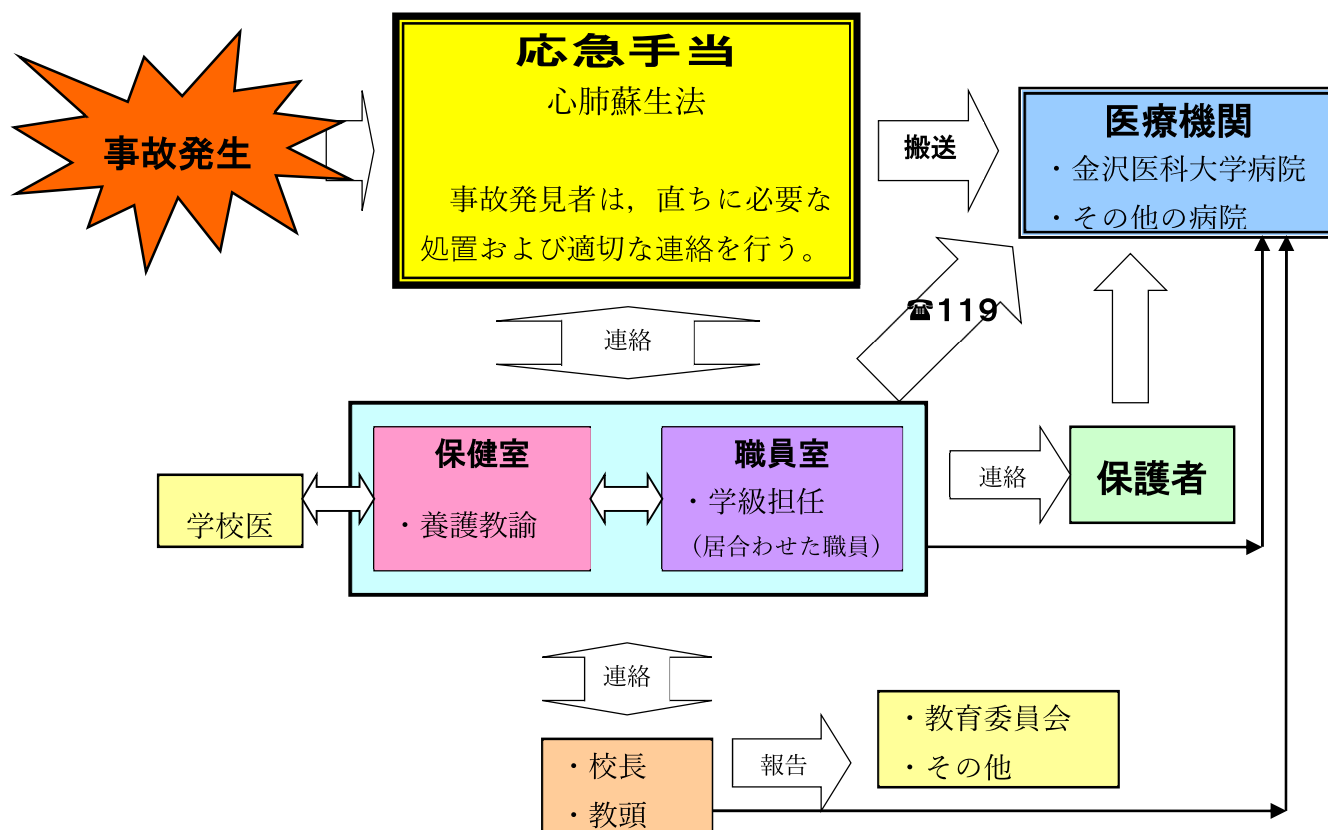
1 基本事項

- (1) 学校の救急処置は、次の2つに限定される。
 - ①医療機関または保護者に引き渡すまでの応急手当であること
 - ②一般医療の対象とならない軽微の応急手当であること
- (2) 事故の原因については、担任が家庭との連絡を十分にとる。
- (3) 事故状況の詳しい記録を、時系列で作成しておく。
- (4) 報道機関への窓口は1元化し、保護者には事実に基づく正確な情報を伝える。

2 医療機関へ引き渡すまでの流れ

- (1) 校長に報告したうえで、児童の保護者に連絡をする。
- (2) 医師の在院を確かめ、負傷者の状況を簡単に説明してから医療機関へ輸送する。
事故の状況によっては、直ちに救急車の手配をする。
- (3) 保健調査票を持ち、該当児童に伴い直ちにタクシーで医療機関へ移送する。

3 事故の連絡体制



※養護教諭が不在の時は、教頭・校長が対応にあたる。

4 学校周辺の医療機関等

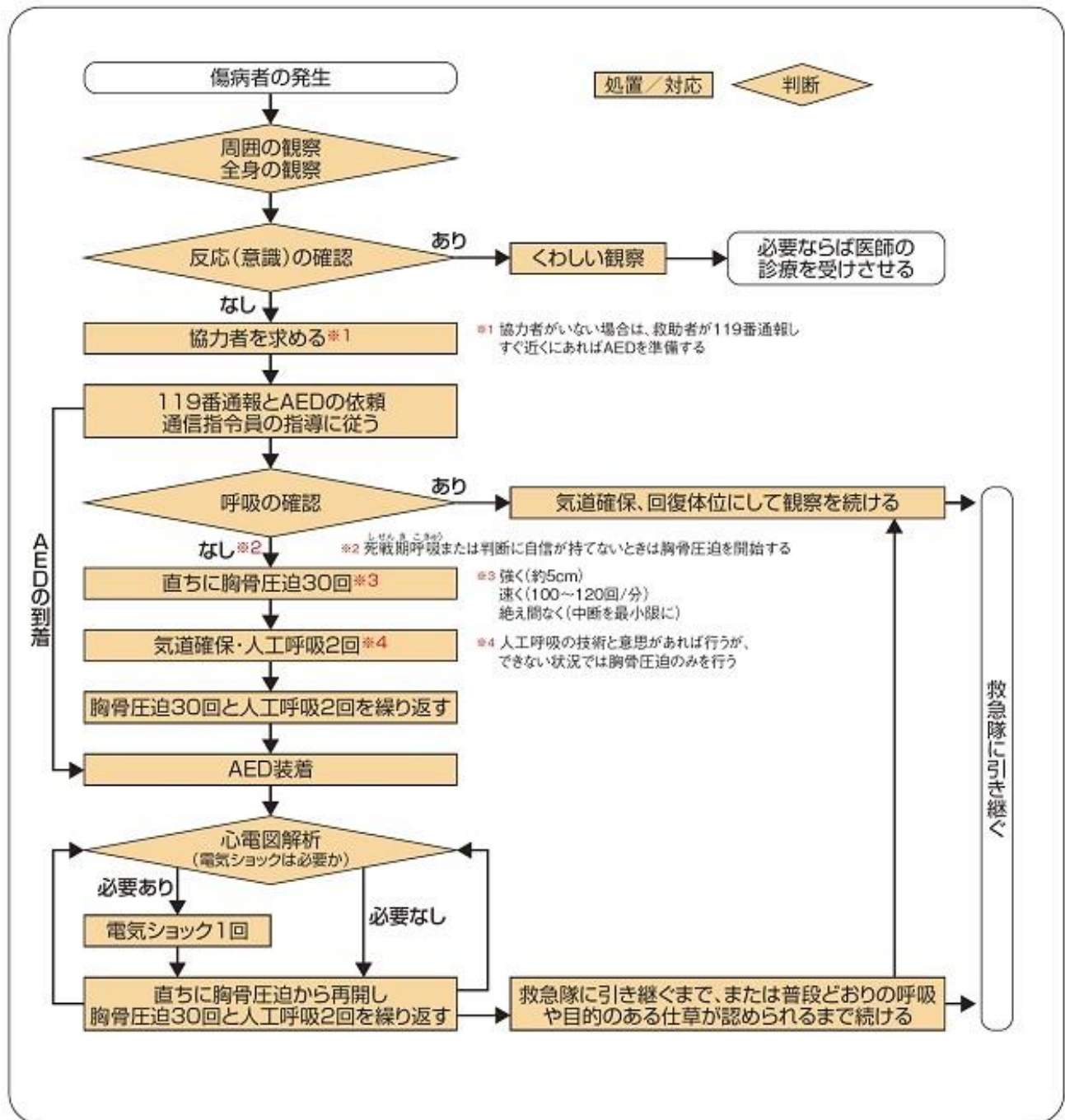
	病 院 名	連 絡 先
総 合	金沢医科大学病院 石川県立中央病院	☎286-3511 ☎237-8211
内 科	紺谷医院（学校医）	☎285-0020
脳外科	木島脳神経外科クリニック	☎289-7430
外科・内科	北谷クリニック	☎281-8801
整形外科	藤田整形外科クリニック	☎283-7177
形成・皮膚科	いしざき皮膚科クリニック 石倉クリニック	☎283-5525 ☎289-7767
歯 科	ふたみ歯科（学校歯科医）	☎285-8880
耳鼻科	はまなすクリニック 田中医院	☎286-3387 ☎237-6923
眼 科	きた眼科クリニック しばた眼科クリニック	☎283-1515 ☎204-6355
タクシー会社	河北台タクシー	☎283-0679
警察	警察 宇野気交番	☎110 ☎283-0129

5 関連法規

- 地方公務員法 35 条（職務専念義務）
- 国家賠償法 1 条， 2 条

* 参考資料

(応急処置の手順) 子ども第一の対応をし、事故の状況を的確に把握しておく



① 意識の有無を確認

ア 肩を軽くたたき イ 耳元で大きな声で呼びかける

* 時間的变化の記録をとり、医師へ報告する

② 呼吸の有無を確認

ア 胸部と腹部が上下しているかどうか

* 普段通りの呼吸をしていなければ、ただちに胸骨圧迫を行う

救急車の呼び方

局番なしの 1 1 9 番



おちついて

こちら〇〇です
火事ですか、救急ですか？

救急です。



あなたは

こちらは七塚小学校です。



住所は

木津ホ 6 1 番地 1 です。



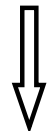
電話は

2 8 5 - 0 0 2 2 です。



(学校の目印は)

国道 1 5 9 号線を金沢方面へ向かい、木津交差点を右折、2 つめの交差点を左折し、1 0 0 メートルほど直進すると右手に七塚小学校があります。



どんな様子ですか

〇年の 男・女 〇人、いつ、どこで、どうなったか
簡潔に報告する。

(救急車が来るまで)

救急車が来るまで、どうしたらいいですか。

☆救急車の到着までの観察事項、処理の様子を記録して（心にとめて）おき、
救急隊員に伝えるようにする。

☆駐車場まで救急車を迎えに出て、誘導する。

☆他の児童が動揺しないように配慮する。

危機対応マニュアル 2

疾病児童の措置

目 的 登校後の児童の疾病を把握し，児童の健康と安全を管理する
分 掌 養護教諭

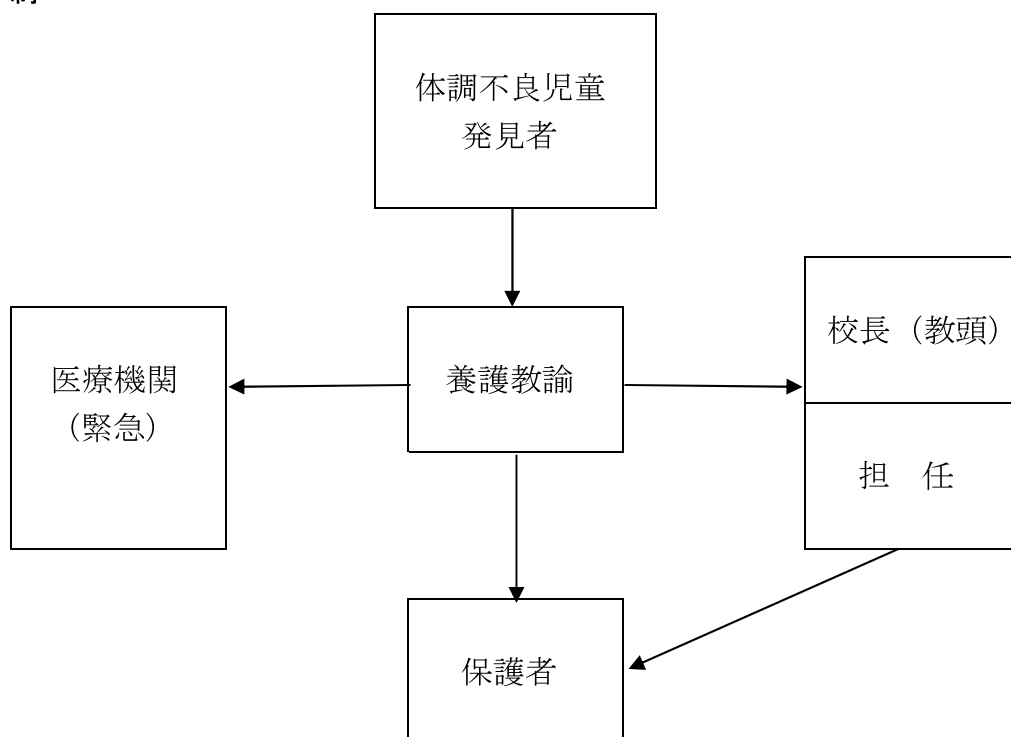
1 基本事項

- (1) 登校前の体温が37.5度以上ある時は，登校を見合わせる。
- (2) 登校後に体温が37.5度以上になった場合は，早退させて保護者のもとでの健康管理とする。
- (3) 医師の診断を妨げるような措置は避ける。特に，投薬などは学校医から指示された必要かつやむをえないものに限る。
- (4) 容体が急変し緊急を要する場合は，「事故の連絡体制」に従って，医療機関へ移送する。

2 疾病児童の措置

- (1) 登校後に体調が悪くなった場合，養護教諭の判断に従い，速やかに安全で状況に応じた適切な措置をとるとともに，校長に報告をする。また，必要に応じて校長の判断を依頼する。
- (2) 保護者へ委ねる場合には迎えを依頼するが，やむをえない場合は，養護教諭が担任がタクシーで送る。
- (3) 保健室の休養ベッドの利用は，観察を要す児童に限るとともに短時間とする。

3 連絡体制



危機対応マニュアル3

感染症発生時の対応

目的 感染症の発生を把握し、蔓延防止等必要な措置をとる。
分 掌 養護教諭

1 基本事項

(1) 感染症の種類

- 第一種 エボラ出血熱，クリミア・コンゴ出血熱，痘そう，南米出血熱，ペスト，マールブルグ病，ラッサ熱，急性灰白髄炎，ジフテリア，重症急性呼吸器症候群，中東呼吸器症候群及び特定鳥インフルエンザ
- 第二種 インフルエンザ，百日咳，麻疹，流行性耳下腺炎（おたふくかぜ），風しん，水痘（水ぼうそう），咽頭結膜熱（プール熱），新型コロナウイルス感染症，結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
- 第三種 コレラ，細菌性赤痢，腸管出血性大腸菌感染症，腸チフス，パラチフス，流行性角結膜炎（はやり目），急性出血性結膜炎その他の感染症（溶連菌感染症，手足口病など）
（学校保健安全法施行規則 H28. 3）

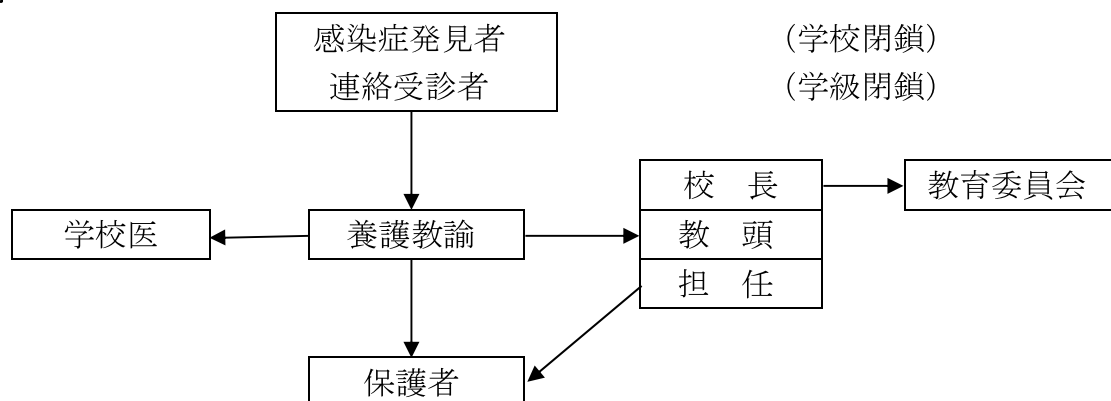
(2) 出席停止とその解除は、医師の指示に従う。

(3) 発生中に登校していると思われる場合は、家庭と連絡を取り、善処する。

2 発見時（連絡を受けたとき）の措置

- (1) 発見者や保護者から連絡を受けた時は、速やかに養護教諭に報告する。
- (2) 養護教諭は校長に報告し、必要に応じて学校医に連絡をする。
- (3) 流行の兆しが見られるときは、欠席の状況を職員室に掲示し、児童には換気や手洗い・うがい等の必要な措置をとる。
- (4) その状況により、必要と認めたとき、学校医や市教育委員会と相談し、学校閉鎖や学級閉鎖・日課変更を検討する。

3 連絡体制



※学校閉鎖・学級閉鎖等の対応をする場合は、「コドモン」でも配信する。

- 4 関連法令 学校保健安全法 19 条（出席停止），20 条（臨時休業）学校保健法施行規則 18 条（感染症の種類），19 条（出席停止の期間の基準）

危機対応マニュアル4

頭頸部外傷・熱中症への対応

目 的	頭頸部外傷事故や熱中症発生時の迅速，適切な対応
分 掌	養護教諭

1 基本事項

- (1) 発達段階や技量に応じた活動計画を立て適切な指導を行い予防に努める。
- (2) 施設設備の不備等がないよう安全点検を定期的に行う。
- (3) 迷わず救急車を要請する。

2 事故発生時の対応

- (1) 決してすぐには立たせず，意識障害の有無等をチェックする。
- (2) 児童の生命に関わる緊急事案については，管理職への報告よりも救命処置を優先させ，迅速に対応する。
- (3) 容態を観察し，判断をする。
- (4) 頸髄・頸椎の損傷が疑われる場合や熱中症で意識を失っている場合，速やかに救急車を要請する。
- (5) 周囲の児童の掌握・配慮を行う。

3 事後措置

- (1) 保護者・市教育委員会に報告する。
- (2) 情報を収集し，事故発生 の 要因を探る。
- (3) 事故の詳細を全職員で共通理解し，危機管理意識の向上を図ると共に再発の防止に努める。

4 頸髄・頸椎の損傷が疑われる場合の確認事項

- (1) 意識の状態
- (2) 運動能力（まひ・筋力低下）の状態
- (3) 感覚異常（しびれ・異常感覚）の状態
- (4) 呼吸の状態

危機対応マニュアル5

給食時の異常発生への対応

目 的 食中毒等給食時の異常発生の際の迅速かつ適切な対応
分 掌 養護教諭

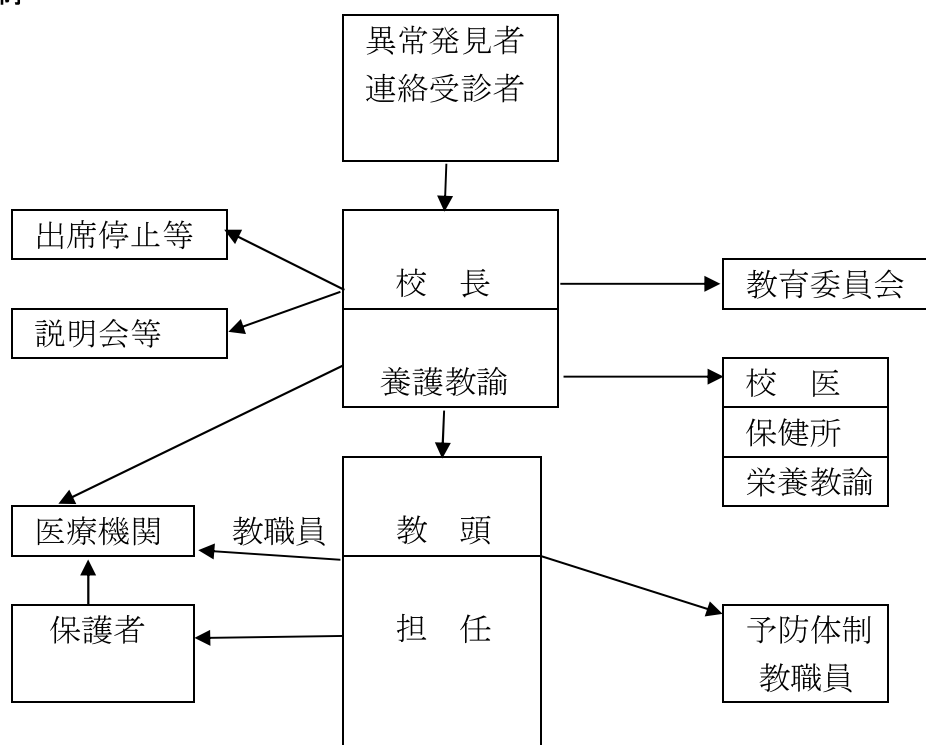
1 基本事項

- (1) 異臭、腐敗、異物混入等、万一にそなえて検食をする。検食は、給食前に時間的余裕を持って行い、食品の異常や安全を十分に確認し、検食結果が生かされるように配慮するとともに、検食簿に記録をとっておく。
- (2) 検食は、校長の責任のもとに、職員室内のメンバーで行い、検食簿に必要事項を記入する。
- (3) 欠席者の給食は、衛生面を考慮して、届けることはしない。
- (4) 異常発生があった場合、報道機関への窓口は校長に一元化し、保護者には正確な情報を伝える。その際にはプライバシー等の人権に十分配慮する。

2 食中毒発生時の措置

- (1) 校長、養護教諭は、校医・市教育委員会・栄養教諭・保健所等に連絡し、患者の措置に万全を期する。
- (2) 校医等の意見を聞き、健康診断・出席停止・臨時休業・消毒その他の事後措置の計画を立てる。

3 連絡体制



4 関連法令

学校給食法 9 条（学校給食衛生管理基準）（H21.4.1）

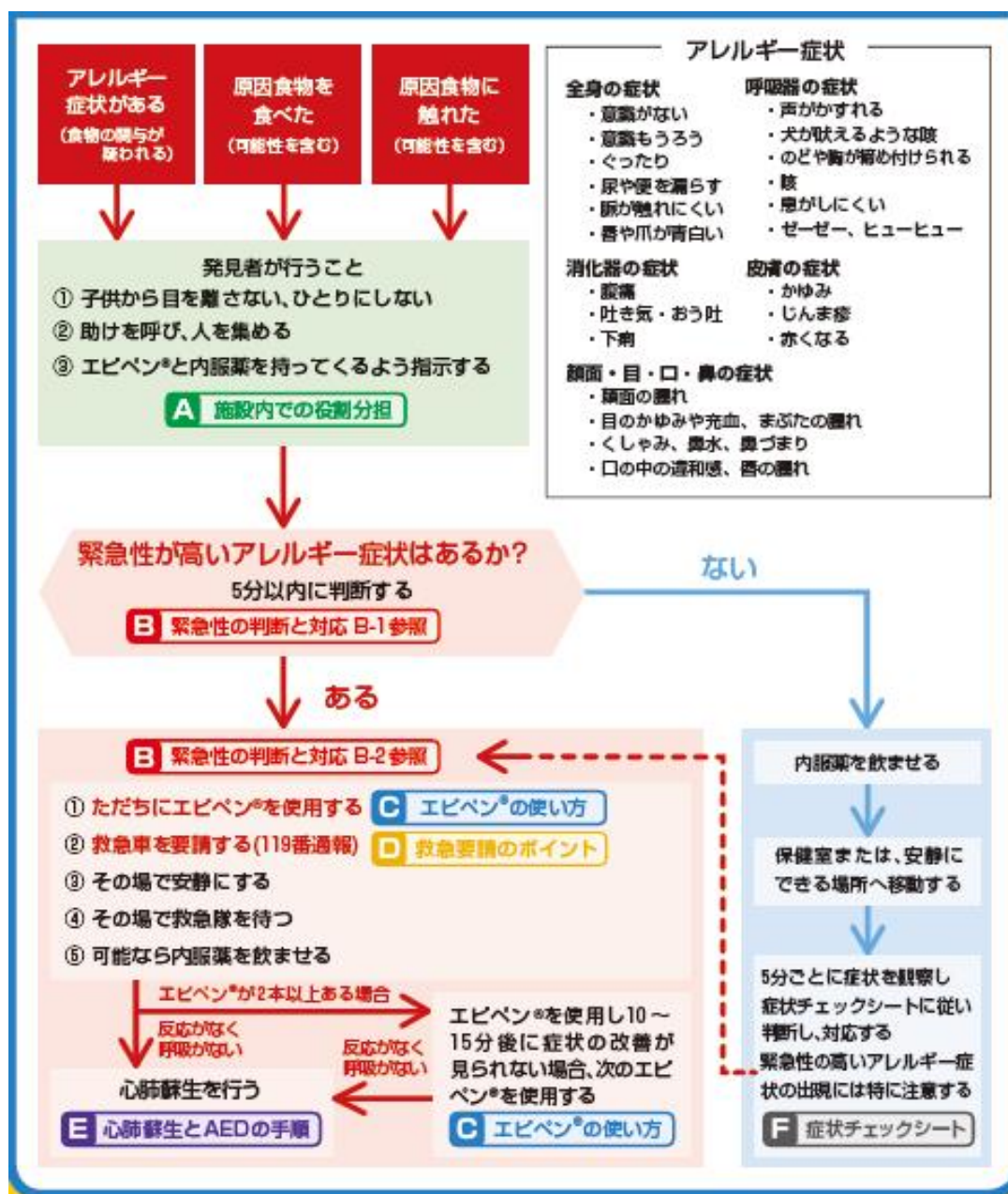
食物アレルギーへの対応

目的 アレルギー疾患による緊急対応を要する時の迅速かつ適切な対応
分掌 養護教諭

1 基本事項

- (1) アレルギー対応委員会を設置する。
- (2) 医師の診断に基づく学校生活管理指導表の提出を必須とし、個別の対応方針を教職員全員で情報共有する。
- (3) アレルギー対応校内研修会を実施し、誰が発見者となった場合にも迅速且つ組織的に対応できる体制の構築を図る。

2 アレルギー症状への対応手順



3 給食時の配慮事項

- (1) 献立の成分表を保護者に渡し、原因食物（食品）・代替食品等の確認を行う。
- (2) 献立表に○（おかわりしてよい）×（食べてはいけない）印なし（食べてもよいがおかわりはしない）の3種類の記入を保護者が記入し、教室・職員室に掲示しておく。
- (3) アレルギー対応児童の給食の配膳は1番に行い、担任が献立表で確認してから食するようにする。
- (4) 担任は食事中と食後に児童の様子を観察する。
- (5) 担任が不在の場合は、補欠の職員が行う。

4 症状が出た（緊急を要しない）場合の事後対応

- (1) 保護者に連絡し、児童の様子や要因を伝える。
- (2) その後の措置について検討し、共通理解を図る。帰宅後についての対応にも触れる。
- (3) 市教育委員会に報告する。

5 調理実習の際の配慮事項

- (1) 授業者は、アレルギー対応児童及び原因食物（食品）について把握しておく。
- (2) 調理実習において原因食物（食品）を扱う場合は、授業者は参加の有無や配慮すること等について保護者に確認を行い、了解を得てから参加させる。
- (3) 授業者は、児童（特にアレルギー対応児童）の様子を十分に観察しながら授業を行う。

危機対応マニュアル7

安全点検

目 的 危険物の除去，危険箇所の点検修理等の危険防止
分 掌 保健安全（保健主事）

1 点検日 每学期初め

2 点検方法

（1）施設設備の管理及び火気責任者が分担して点検を行う。

3 点検場所 管理運営計画 P 7 1 参照

4 点検の留意点

- （1）どの場所も，児童の学校生活の安全面を重視して点検する。
- （2）校舎外施設は，特に施設（遊具をふくむ）の安全性や錆の状況を点検する。
- （3）体育館は，特にバスケットのゴールを十分に点検する。
- （4）水槽は，水漏れ・排気口・吸気口の金網の状況を点検する。

5 点検表

別表参照

- （1）異常の有無・異常の状況を記入するとともに，安全点検時に処置ができるものについては処置をして，異常欄の×の上に記入しておく。
- （2）事後の処置が必要なものについては，点検表が提出されてからできるだけ早急に営繕係等で処置をし，校長の確認を受ける。
- （3）次回の安全点検の折には，先に異常が見られた所を再点検しながら，慎重に見ていく。

6 日常点検等

- （1）危険箇所や注意を要するところは，日常の点検と確認をおこたらないようにし，異常が認められた時には迅速な対応をしていく。
- （2）安全教育を進めるとともに，児童の目による点検活動の展開や安全意識の高揚に努める。

防災計画（１）基本と自衛防災組織

目的 学校防災計画の基本的な考えと自主防衛組織
分掌 教頭 保健安全 生徒指導

1 基本的事項

- (1) 児童の安全を第一に考える。
- (2) 平素より避難訓練を実施し、緊急に対処できるようにしておく。
- (3) 火気使用場所、火気使用設備・器具の点検については、各責任者があたる。
火気取締責任者は、施設管理者と同じとし常に防火施設の保全整備に留意する。
- (4) 防火責任者は校長とする。
- (5) 防火責任者は、常に防火設備・防火器具の整備と保全に留意する。

2 自衛防災組織（負傷者や要救護者の応急処置と救急活動）



- 3 緊急避難先 2次避難場所 木津老人会館駐車場 (住所) かほく市木津へ 65-13 (電話) 076-285-2393
3次避難場所 木津公民館 (住所) かほく市木津イ 35-3 (電話) 076-285-0265

4 保護者への引き渡し（児童引き渡し・緊急連絡カードに従う。）

- 基本的には引き渡すことにする。しかし、状況によっては保護者とともに学校に留める場合もある。
- 引き渡さない事例
 - ・地域が混乱している場合
 - ・引き渡すことにより、2次災害が起こると予想される場合
- 引き取り者がいない児童への対応
 - ・児童が引き取られるまで安全な場所に集め、その場から離れないよう指示し落ち着かせる。
 - ・必ず教職員が付き添う。
 - ・引き取り者が来るまで避難場所ですで預かる。
 - ・電話や通信機能が回復すれば、保護者等の緊急連絡先に連絡を取る。

※詳細は、「令和7年度かほく市立七塚小学校 消防計画」の記載を参照のこと。

防災計画（２）火災発生時の対応

目 的 火災発生時の迅速・適切な対応
分 掌 教頭 保健安全

1 基本事項

（１）「本校消防計画」ならびに「防災計画（１）」によって行動する。

2 火災発見時の対応

（１）発見者は、大声で「火災発生！」とさけび、非常ベルを押す。

（２）職員室にいる職員は、すぐに緊急校内放送で知らせる。

「〇〇が火事です。先生の指示に従って運動場に避難しなさい。」

（３）消防署へ通報（１１９番）

「木津ホ 6 1 番地 1 七塚小学校が火事です。」

（４）児童の安全を第一に考えて、初期消火・搬出等を行う。

3 児童の避難方法（避難経路は管理運営計画 P 7 4 参照）

（１）授業中の校内火災

①すべての行動をやめ、静かに緊急放送を聞く。

②教師の指示を受けるまで、勝手な行動はしない。

③ハンカチを出し、静かに素早く廊下に並ぶ。

④煙が出ている場合は、身を低くし、ハンカチを口に当てて煙を吸わないようにする。

⑤「す・き・お・か・し・も」＝すわる・聞く・押さない・かけない・しゃべらない・もどらない行動をし、階段を下りる時には前の児童を押したりしない。

⑥校庭では、教師を先頭に早足で行動し、集合場所で整列し、座って指示があるまで待つ。

（２）休憩中の校内火災（廊下・トイレ・教室・体育館等屋内にいる場合）

①放送および教師の指示をよく聞く。

②特に廊下・トイレ等の児童は、その場で放送や教師の指示をよく聞く。

③避難の途中で教室等に引き返さない。

④放送および教師の指示に従い、決められた集合場所に整列し、座って担任教師が来るのを待つ。

（３）休憩中の校内火災（校庭・運動場等屋外にいる場合）

①放送および教師の指示をよく聞く。

②放送や指示に従い、教室等に引き返さず決められた集合場所に整列し、座って担任が来るのを待つ。

4 避難後の対応

・災害の状況により、避難場所が２次３次と変更になることもあるので、児童は放送や教師の指示をよく聞く。

・担任は児童の人数を確認し、校長に報告する。（書類持出事務・係分担の活動）

防災計画（３）地震・津波発生時の対応

目 的 地震・津波発生時の迅速・適切な対応
分 掌 教頭 保健安全

1 基本事項

- ・「本校消防計画」ならびに前出の「防災計画（１）」によって行動する。

2 地震・津波発生時の対応

- ・職員室にいる職員は、すぐに緊急校内放送で知らせる。
「地震です。机の下に避難しなさい。」（おさまったら）
- ・津波警報発令時……「地震はおさまりましたが、津波警報が出されました。先生の指示に従って３階に避難しなさい。」
- ・大津波警報発令時……「地震はおさまりましたが、大津波警報が発令されました。先生の指示に従って速やかに木津老人会館駐車場まで避難しなさい。」

3 児童の避難方法（避難経路は火災発生時と同じ）

（１）授業中の地震発生

- ①放送および教師の指示をよく聞く。
- ②あわてて教室外に飛び出したりせずに、机の下に身を入れて頭部を防護する。
- ③放送および教師の指示に従い、避難する場合は火災時の避難に準じて行う。
- ④避難は落下物に注意して行う。

（２）休憩中の地震発生（廊下・トイレ・教室・体育館等屋内にいる場合）

- ①放送および教師の指示をよく聞く。
- ②教室にいる場合は、直ちに机の下に身を入れる。
- ③廊下・体育館にいる場合は、ガラス窓から離れ、各場所の中央で身を伏せ、その後の教師の指示に従って行動する。
- ④トイレにいる場合は、ドアを開き、その場で地震がおさまるのを待ち、教師の指示に従って行動する。

（３）休憩中の地震発生（校庭・運動場等屋外にいる場合）

- ①放送および教師の指示をよく聞く。
- ②校舎や塀から離れ、頭部を守るようにして伏せる。
- ③地震がおさまるのを待ち、教師の指示に従って行動する。

(4) 授業中の地震による津波警報発令

- ①地震対応①～②と同じ。
- ②放送および教師の指示に従い、安全な経路（教室に近い側の階段）を通り、3階に避難する。
- ③3階に着いたら、静かに2列で座って待機する。教室内の児童も同様に教室後方に2列で待機する。

(5) 授業中の地震による大津波警報発令

- ①地震対応①～②と同じ。
- ②放送および教師の指示に従い、安全な経路（1・2・4・5年は火災発生時と同じ赤の避難経路、3・6年は青の避難経路）を通り、木津老人会館駐車場に避難する。
- ③教師の指示に従い、2隊に分かれて安全な経路（別紙）を通り、木津老人会館駐車場に避難する。
- ④道路を歩くときは2列で前の人に遅れないように早足でついて行く。
- ⑤木津老人会館駐車場では、到着したクラスから奥に詰めて2列で並んで待機する。

(6) 休憩中の地震による津波発生（廊下・トイレ・教室・体育館等屋内にいる場合）

- ①地震対応①～④と同じ。
- ②放送および教師の指示に従い、安全な経路（近い階段）を通り、2階に避難する。または安全な経路を通り、木津の神社に避難する。

(7) 休憩中の地震による津波発生（校庭・運動場等屋外にいる場合）

- ①地震対応①～③と同じ。
- ②放送および教師の指示に従い、安全な経路（近い階段）を通り、2階に避難する。または安全な経路を通り、木津の神社に避難する。

4 避難後の対応

- ・災害の状況により、避難場所が2次3次と変更になることもあるので、児童は放送や教師の指示をよく聞く。
- ・担任は児童の人数を確認し、校長に報告する。（健康カード緊急連絡カード持出）
- ・係分担の活動
- ・保護者連絡アプリで、現在の学校及び児童の状況について、保護者に配信する。
- ・状況に応じて、保護者引き渡しや避難所への移動等の対応を行う。
- ・状況を十分に把握し、児童、保護者ともに帰宅させずに留め置く場合もある。
- ・震度5弱以下の場合は、保護者の希望の上で児童の引き渡しを行う。震度5強以上の場合、児童はそのまま避難所へ移動する。

5 緊急時の非常参集体制

- ・週末や長期休業中、市域に「震度4又は震度5弱」の地震が発生したときには、校長又は教頭が登校し、安全確認の上情報連絡活動を円滑に行う体制を作る。
- ・週末や長期休業中、市域に「津波注意報」が発表されたときには、校長又は教頭が

登校し，安全確認の上情報連絡活動を円滑に行う体制を作る。

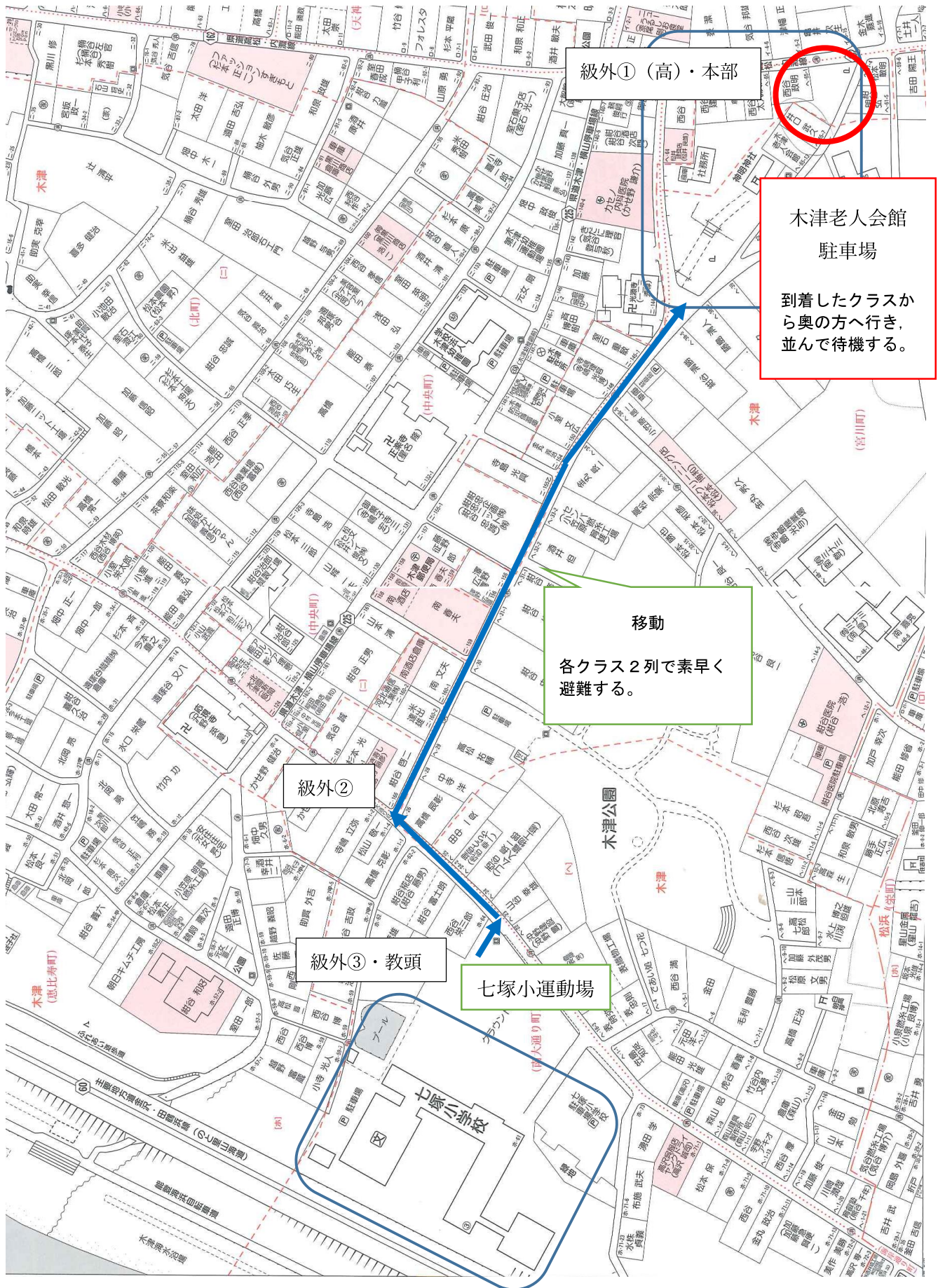
- ・週末や長期休業中，市域に「震度５強以上の地震」が発生したときや，「津波警報又は大津波警報」が発表され対策本部が設置されたときには，全職員は安全に気を付け自主登校し，避難所運営等を手伝う。

＊勤務時間外の非常参集については，原則として自分自身と家族の身の安全を優先し，自宅及び家族の安否を確認してから参集する。

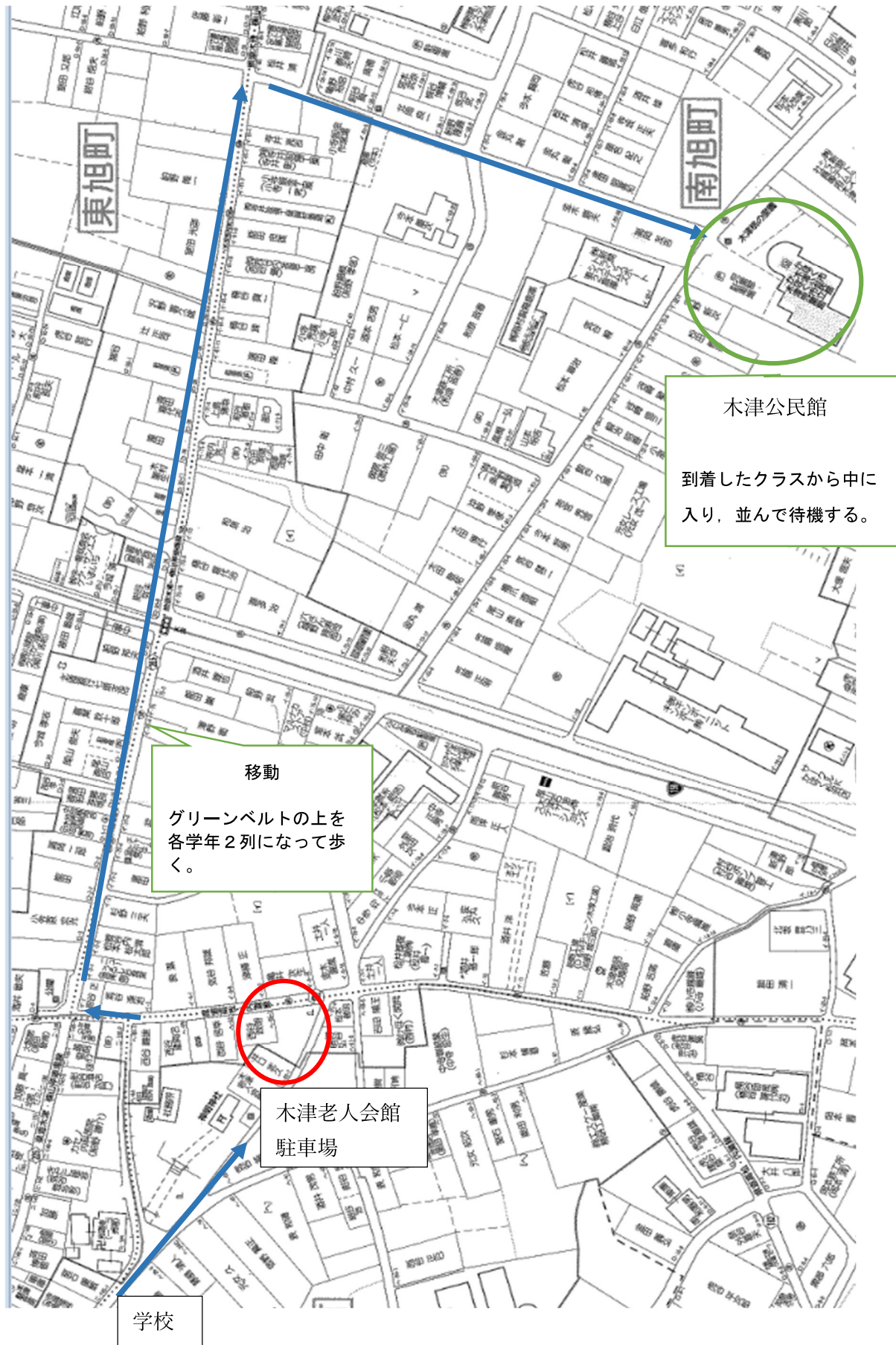
＊交通手段の途絶や通勤経路上の問題によりどうしても参集できない場合には，無理に参集せず，学校（本部）に連絡を入れる。その上で可能な場合には，在宅にて本部と連携を取りつつ，児童の安否確認等の本部業務を支援する。

＊新年度ごとに学校のメッセージングアプリ等を作成し，職員全員とスムーズな連絡ができるようにしておく。

大津波警報発令時の避難場所



3 次避難場所



【児童引渡し・緊急連絡カード】★毎年度初めに書き直しますので鉛筆書きをお願いします。

年 組 番		ふりがな 氏名	年 月 日生		
			才	血液型 () 型	
住 所		(住所)			
		(電話) () —			
在学 兄弟姉妹		年 組 番		年 組 番	
		(氏名)		(氏名)	
引 渡 し 人 連 絡 先	名 前		続柄	緊急連絡先電話番号	※1 引渡し チェック欄
	①			() —	
	②			() —	
	③			() —	
※2 避 難 場 所			学校 木津老人会館駐車場 木津公民館		
※3 引渡しに応じた職員名					

★切り取り線より，上部分を学校へ提出してください。下記の避難場所については，ご家庭で保管しておいてください。

※印は、学校記入欄です。

.....切り取り線.....

緊急避場所・ 避難先	1 次避難場所	七塚小学校
		(住所) 石川県かほく市木津ホ 61
		(電話) 076-285-0022
	2 次避難場所	木津老人会館駐車場
		(住所) 〒929-1171 石川県かほく市木津へ 6 5-1 3
		(電話) 076-285-2393
	3 次避難場所	木津公民館
		(住所) 石川県かほく市木津イ 35-3
		(電話) 076-285-0265

★引渡し人連絡先欄の①②③は，緊急連絡順位を表しています。

★引渡し連絡先に書かれている方が引取りを求めた場合は，基本的にはお引渡しいたします。

★引渡さない事例

- ・地域が混乱している場合
- ・引渡すことにより，二次災害が起こると予想される場合

★引取り者が到着していない児童への対応

- ・引取りの方がいらっしゃるまでは，避難場所でお預かりすることになりますが，教職員が付き添います。
- ・電話や通信機能が回復した後は，早急に緊急連絡先にご連絡いたします。

防災計画（４）自然災害等の対応

目 的 大雨・洪水・大雪・暴風・防雪等への適切な対応
(集団下校・臨時休業)

分 掌 教頭 生徒指導 (生徒指導主事)

1 基本事項

- (1) 「本校消防計画」ならびに前出の「防災計画（１）」によって行動する。
- (2) 台風接近や大雪の情報を迅速かつ的確に把握し、授業打ち切りや集団下校などの処置をとる。
- (3) 市教育委員会に連絡し、その指導を受けたり、他の学校と連絡を取り連携したりしながら校長が判断する。

2 災害による集団下校

- (1) 全校集会などで、児童に対して現況を知らせ、適切な対応や行動についての指導を行う。
- (2) 集団下校を行うことを保護者連絡アプリで配信する。
- (3) 集団下校では、地区担当教師が引率する。

3 臨時休業

- (1) 緊急の場合は、保護者連絡アプリを使って連絡をする。
- (2) 臨時休業の間、担任は児童の様子把握に努めるとともに、今後の対応や行動の指示し、状況に応じた適切な連絡をとるようにする。
- (3) 学校から連絡がない場合でも、各家庭の判断で安全第一を考えての行動をとるよう確認しておく。

4 緊急時の非常参集体制

- ・週末や長期休業中、市域に「大雨警報・洪水警報・大雪警報・暴風警報・暴風雪警報」が１つ以上発表されたときには、校長又は教頭が登校し、安全確認の上情報連絡活動を円滑に行う体制を作る。
- ・市域に「土砂災害警戒情報・記録的短時間大雨情報・顕著な大雨に関する気象情報（線状降水帯発生）・氾濫危険情報」が発令され、校下に災害発生の危険が高まったとき、は校長又は教頭、緊急時参集職員は登校し、安全確認の上情報連絡活動を円滑に行う体制を作る。
- ・市域に「大雨特別警報・暴風特別警報・暴風雪特別警報」が発表され、対策本部が設置されたときには、全職員は安全に気を付け自主登校し、避難所運営等を手伝う。

5 関連法規

学校教育法施行規則 63 条（非常変災等による臨時休業）

危機対応マニュアル 1 2

ゲストティーチャーへの対応

目 的 当該授業で的確に活動できるとともに、快く参加してもらうための対応
分 掌 担当教員 学校 C N

1 基本事項

- (1) ゲストティーチャーの受け入れの仕方を決めておいたり、担当教諭を決めておいたりする。
- (2) 地域の人たちの協力を得るためには、日頃より学校を開く活動を重ね、学校の様子を知ってもらうように努める。
- (3) 依頼する際には、活動のねらいをきちんと伝え、あわせて事前の打ち合わせを十分に行い、苦言に対しても真摯に受け止め、今後の活動に生かすよう努める。

2 ゲストティーチャーに対する対応

- (1) 担当の教員又は C N は、校長に対して事前に活動の日時・主旨・ゲストティーチャー予定者・活動内容等を知らせる。
- (2) C N は、電話等を通して、ゲストティーチャー本人に了承を得る。
- (3) C N は、依頼状（必要に応じて派遣願い）を送付する。
- (4) C N は、事前の打ち合わせをする。
- (5) 当日は時間に余裕を持って来てもらい、自然な形で学習活動に参加してもらえようように配慮する。
- (6) 校長室や職員室を一度は訪れるようにしてもらうようにする。
- (7) 謝礼（交通費）を渡す。（印鑑が必要な場合は事前に連絡して持参してもらう）
- (8) 礼状を送付する。その時には児童の感想やお礼の文を添えるようにする。

3 謝礼について

- (1) 学校支援ボランティアと考えられる場合は無報酬であるが、実費や交通費については、市の謝礼基準に準じて配慮する。

4 事故への対応

- (1) 校長に報告し、その指示を受けて対応する。
- (2) 原則として「事故発生時の対応」により対処する。
- (3) 活動内容によって危険を伴うことについては、「ボランティア保険」の説明をして加入することを考える。

校外学習での対応

目 的 校外学習を円滑に安全に行うための対応
分 掌 担当教員

1 基本事項

- (1) 事前の検討を十分に行い、下見をしたうえで、ねらいに沿う形で快く受け入れてもらえるように努め、児童の学習効果が上がるようにする。
- (2) 受け入れ施設等の都合をたずねて、それに合わせるとともに、移動のマイクロバスの確保するためにも、時間的な余裕を持って計画や準備をする。

2 校外学習の流れ

- (1) 担任は、校長に対して事前に活動の日時・主旨・活動内容等を知らせる。
- (2) 電話等を通して、相手先に受け入れてもらえるかどうか確認する。
- (3) 市のマイクロバスを依頼する。（活動により雨天の場合も考えておく）
- (4) 相手先に依頼状を発送する。
- (5) 下見や事前の打ち合わせをする。
- (6) 定められた「校外学習実施計画書」を提出する。
- (7) 当日の校外学習を行う。
 - ・児童には、あいさつや礼儀・感謝の気持ちを大切にするよう指導する。
 - ・緊急連絡に備えて、携帯電話等を持参する。
- (8) 礼状を発送する。その際には児童の感想やお礼の文を添えるようにする。

3 謝礼について

- (1) 原則として、無報酬とする。

4 事故への対応

- (1) 校長に報告し、その指示を受けて対応する。
- (2) 原則として「事故発生時の対応」により対処する。
- (3) 携帯電話等を持参し、事故が起きた場合に備える。

校内不審者への対応

目 的 校内に不審者が侵入した場合の迅速・適切な対応
分 掌 教頭 保健安全（保健主事）

1 基本事項

- (1) 日頃より、学校の安全管理と児童に対する安全教育に努める。
- (2) 学校と家庭・地域が一体となった安全管理体制の確立に向けて取り組む。
- (3) 近隣の学校と情報を交換し、迅速かつより適切な対応に努める。

2 不審者の早期発見

- (1) 職員による計画的な校内巡視を行う。（校門、校門から校舎入り口、校舎への入り口の巡視）
- (2) 来校者に対して、「こんにちは、何かご用ですか。」といった声かけを行う。正当な理由がない場合は、退去を求める。
- (3) 児童による職員への通報体制の指導をする。
- (4) 不審者である場合は、すぐに職員室に連絡し、複数の職員で対応する。

3 緊急事態発生時の対応

- (1) 退去を求めたのに応じない場合や危害を加える恐れがある場合には、組織的な対応をする。
 - ①職員室へ緊急連絡
 - ②身の安全を守りながら暴力行為の抑止、別室等への隔離
 - ③110番通報、市教育委員会への緊急連絡と支援要請
- (2) 隔離等できない場合は、児童の安全を守るために次のような組織的対応をする。
 - ①平時に共通理解してある役割分担に基づき、安全対策班と児童掌握班に分かれる。
 - ②安全対策班は、身の安全を守りながら防御や不審者の移動阻止に努める。
 - ③「第3避難、開始。」という校内放送を合図にして、児童掌握班は、児童の掌握に努め、待機や避難誘導にあたる。
 - ④負傷者がいる場合には、速やかに119番通報や応急手当を行う。なお、被害者の心理にも十分に配慮をした対応に努める。
 - ⑤対策本部（本部長は校長）を設置・発動し、事後の対応や措置にあたる。
 - ・情報の整理と一元的な提供 ・保護者への説明 ・心のケア
 - ・教育再開準備と再発防止対策実施 ・報告書作成と災害共済手続き

4 日常の配慮事項

- (1) 職員室の机の上等に個人情報に関わるような書類を放置しない。（金品も同様）
- (2) 来校者がいる時に、個人や学校の話題や情報については十分に配慮する。

校外不審者への対応

目的 校外不審者の通報を受けた場合の迅速・適切な対応
分掌 教頭 生徒指導（生徒指導主事）

1 基本事項

- （１）日頃より，防犯の観点で学校の安全管理を行い，児童に対する安全教育に努める。
- （２）学校と家庭・地域が一体となった安全管理体制の確立に向けて取り組むとともに，七塚小学校安全委員や警察等との具体的な連携を図る。
- （３）近隣の学校と情報を交換し，迅速かつより適切な対応に努める。

2 安全教育

- （１）安全教育を行い，安全面での理解を深める。
- （２）校区や通学路にある「子ども 110 番の家」の場所と，その意味や行動を理解させる。
- （３）登下校中や放課後に不審者を見かけたら，家の人や学校に連絡するように指導する。「いか・の・お・す・し」
- （４）集団下校訓練や不審者対応訓練を計画的・継続的に行い，児童の意識を高め，実践力をつける。

3 連絡を受けたときの対応

- （１）児童の安全を第一にして，心のケアに配慮した対応に努める。
 - ・児童の状況（何があったのか等）を把握する。
- （２）校長の判断により，警察・市教育委員会・金沢教育事務所・近隣幼稚園（こども園）・郡市内小中学校と速やかに連携を行う。
- （３）必要に応じて，不審者情報の FAX を市教育委員会及び市小中学校・郡内各中学校に送信し，保護者連絡アプリで保護者に情報を配信する。尚，この際は，保護者の同意・承認を得る。

危機対応マニュアル 16

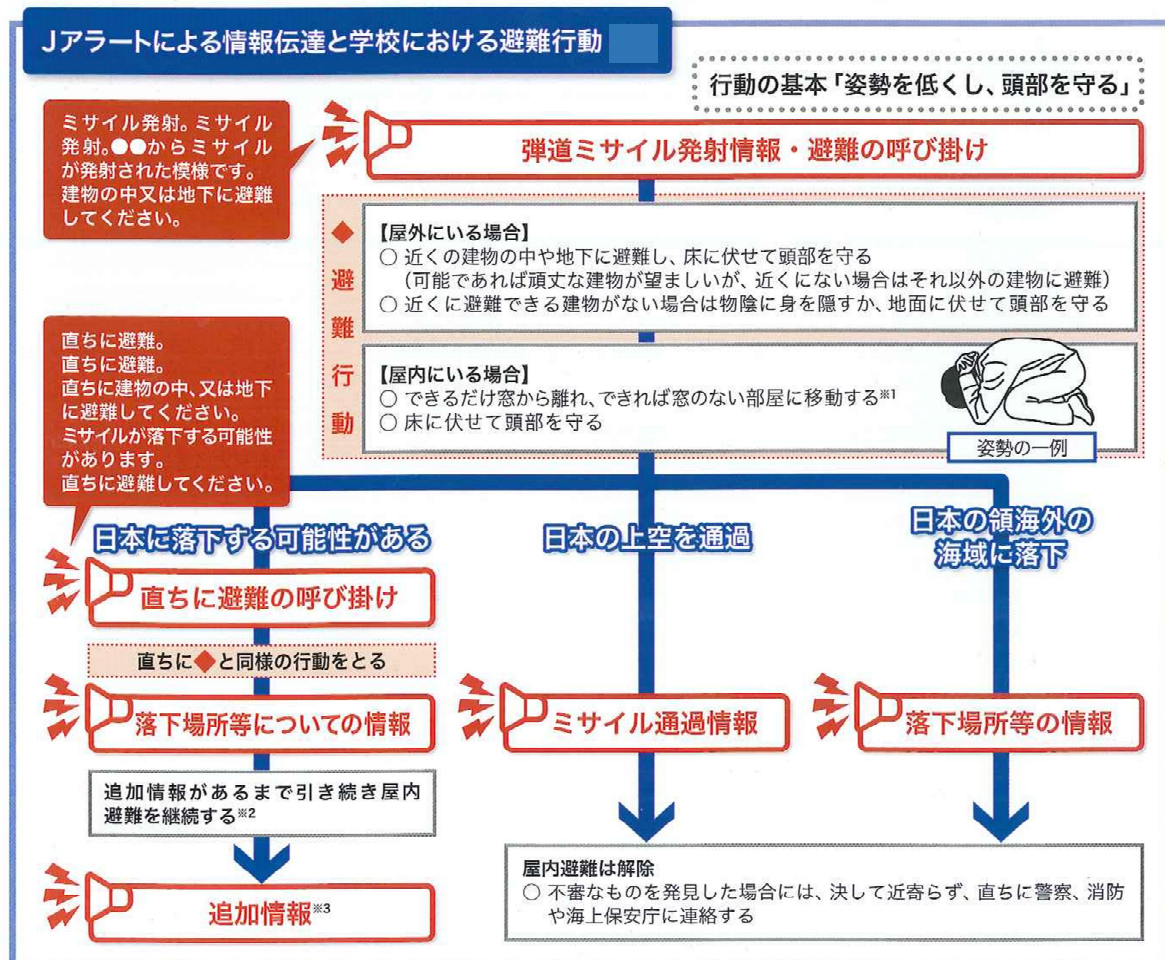
新たな危機事象（１）への対応

目的 全国瞬時警報システム（Ｊアラート）による緊急時の迅速・適切な対応
分掌 教頭 保健安全（保健主事）

1 基本事項

- （１）Ｊアラートによる情報伝達や避難訓練の趣旨を正しく理解させる。
- （２）弾道ミサイルが着弾したときの爆風や破片等による危険から身を守る行動を身に付けさせる。

2 Jアラートを通じて緊急情報が発信された際の対応



3 事後措置

- （１）全職員から情報を収集し、安全確認が取れるまで待機させる。
- （２）市教育委員会へ状況報告を行う。
- （３）状況に応じて保護者に情報を発信し、協力を得る。
- （４）児童の心のケアに配慮する。

新たな危機事象（２）への対応

目 的 犯罪予告やテロ発生時の迅速・適切な対応
分 掌 教頭 生徒指導（生徒指導主事）

1 基本事項

- （１）犯罪予告があった場合に，児童を不安にさせない配慮をしつつ，最悪の状況を想定して児童を安全に避難させる。
- （２）速やかに教職員全員が校内で情報を共有し，組織的な行動をとる。
- （３）テロが発生した場合の身の守り方を身に付けさせる。
- （４）日常から学校において不審なものがないか等学校環境を整備し，特に薬品等の備品管理を徹底すると共に，安全点検の意識向上を図る。

2 緊急事態発生時の対応

- （１）当該情報（犯罪予告・不審物）に最初に触れた教職員は管理職へ速やかに報告する。
- （２）管理職は，校内で情報を共有できるように指示を出し，児童の安全を確保する。
- （３）市教育委員会へ報告し，対応について指示を得る。
- （４）必要に応じて警察へ通報し，指示や情報を得る。

3 事後措置

- （１）全職員から情報を収集し，安全確認が取れるまで待機させる。
- （２）市教育委員会と相談し，対応の指示を仰ぐ。
- （３）状況に応じて保護者に情報を発信し，協力を得る。
- （４）児童の心のケアに配慮する。

原子力災害への対応

目 的 原子力災害への適切な対応
分 掌 教頭 保健安全（保健主事）

1 基本事項

- (1) 災害発生時における都道府県や市区町村などの対応内容，学校や保護者への指示や情報の伝えられ方，伝えられた情報の内容確認について把握しておく。
- (2) 原子力災害の情報を迅速かつ正確・的確に把握し，国，都道府県，市などの災害対策本部の指示に従い，屋内退避，授業打ち切り，集団下校などの処置をとる。
- (3) 市教育委員会に連絡してその指導を受け，学校長が判断する。
- (4) 保護者連絡アプリ，学校HPを整備しておく。

2 屋内退避させる場合

- (1) 屋内退避の場合，戸や窓・カーテンを閉めたり，換気扇・空調設備等を止めたりするなど，外気を遮断する等の具体策をとる。
- (2) 災害対策本部からの指示を受けた際，屋外にいた児童については，顔や手の洗浄，シャワー等を行う。
- (3) 体育館を避難場所とし，児童が一箇所に集まるよう指示する。

3 集団下校

- (1) 全校集会などで，児童に対して現況を知らせ，適切な対応や行動についての指導を行う。
- (2) 集団下校を行うことを保護者連絡アプリで保護者に配信する。
- (3) 集団下校では，担当教師が引率する。

4 臨時休業

- (1) 緊急の場合は，保護者連絡アプリで保護者に配信する。
- (2) 臨時休業の間，担任は児童の様子把握に努めるとともに，今後の対応や行動の指示し，状況に応じた適切な連絡をとるようにする。
- (3) 連絡がない場合でも，各家庭の判断で安全第一を考えての行動をとるように確認しておく。

5 関連法規

学校教育法施行規則 63 条（非常変災等による臨時休業）